

■ 令和 2 年度 経営評価制度の改善点について（参考資料参照）

課 題	審議会（R1.7.24）での主な委員意見	対 応 案
<p>（１）マイナス目標設定について</p> <p>・マイナス目標の定義、またその考え方の視点について、改めて確認する必要があるか。</p> <p><定義等> 前年度実績に対し、マイナス又は現状維持の数値目標を設定する場合は、その考え方を示したうえで、審議会での審議を経て決定。</p> <p><法人意見> 前年度目標よりも高い目標数値であれば、マイナス目標ではないのではないか。</p>	<p>● 従来どおりの考え方で問題ない。</p>	<p>○ 所管部局を通じて、周知徹底するとともに、資料 5 『経営評価報告書等作成要領』に以下内容を記載。</p> <p>（記載案）資料 5 <作成要領 P 6 ></p> <p>n 令和 2 年度目標値が元年度実績〔見込〕からのマイナス目標にする場合は数値の前に「↓」を記入し、太字にしてください。</p> <p>なお、前年度目標値と比較して高い目標値であったとしても、前年度実績と比較して低い場合は、マイナス目標となりますので、ご注意ください。</p>
<p>（２）重大な誤解に基づく評価の遡及について</p> <p>・重大な誤解に基づく評価を遡及してどのように対応するか。</p> <p>（対応案）</p> <p>①法人に対して指標設定の考え方等の説明責任を果たしてもらうよう、所管部局を通じて徹底していく。</p> <p>②実績値の算出について、複雑な計算を伴う場合や法人特有の事情がある場合などにはその計算過程を明らかにし、目標設定時の資料の数値目標に記載すること。</p>	<p>● 対応案どおりでよい。</p>	<p>○ 所管部局を通じて、周知徹底するとともに、資料 5 『経営評価報告書等作成要領』に以下内容を記載。</p> <p>（記載案）資料 5 <作成要領 P 7 ></p> <p>ü <u>目標値の算出について、複雑な計算を伴う場合や法人特有の事情がある場合などは、その計算過程等を明らかにし、資料 2 の「目標設定の考え方（数値の根拠）」欄に記入してください。</u></p>
<p>（３）不可効力による目標の未達成について</p> <p>・法人の努力とは別の外部要因により目標設定が困難な場合、部分点の付加や数値目標の再審議など、仕組みの面で改善が可能か。</p>	<p>● 不可抗力による目標の未達成については、判断の難しさや公平性の担保など課題があるが、再審議の可能性も検討していきたい。</p>	<p>○ 例外的に、設定した目標の前提条件や状況変化が生じた場合は、所管部局を通じて事務局へ速やかに報告してもらう。</p> <p>○ なお、その状況変化等の客観的妥当性や公平性については、事務局において精査し、審議会にて、再審議の可否も含めて判断する。</p>

⇒検討例については次のとおり。

(検討例)

○降水量が多い時期ではないにも関わらず、記録的な大雨によりイベントが中止になったことで目標達成が困難な場合

⇒イベントの振替などの代替措置が可能かどうか検討。天候等による変化といった“短期トレンド”については、再審議は困難か。

○稼働率や入館者数を目標値としている場合、人口・世帯数の減少傾向が著しいため目標達成が困難な場合

⇒一般的に知り得る社会傾向による変化といった“長期トレンド”については、再審議は困難か。

⇒“突発的かつ予見可能性が困難”な場合は、再審議が可能か。

<課題>

再審議を経て、役員業績評価制度における評価対象指標から除外される場合が想定。事前に周知する必要があるか。



(記載案) 資料5 <作成要領 P7>

ü 設定した成果測定指標について、前提条件や状況変化が生じた場合は、速やかに報告してください。当該成果測定指標の取扱いについては、必要に応じて審議会に意見聴取する場合があります。その際、役員業績評価制度における評価について、その取扱いを考慮する場合があります。